

**PART 732**  
**STEPS FOR USING THE EAR**  
EARを使用するための手順

Sec.		Page
732. 1	<a href="#">手順の概要</a> -----	1
732. 2	<a href="#">EARの適用範囲に関する手順</a> -----	3
732. 3	<a href="#">10の一般禁止事項に関する手順</a> -----	4
732. 4	<a href="#">許可例外に関する手順</a> -----	8
732. 5	<a href="#">電子輸出情報（EEI）申告要求事項、仕向地規制文、及び記録保管に関する手順</a> ---	10
732. 6	<a href="#">その他の要求事項についての手順</a> -----	11
付則 1	<a href="#">デシジョンツリー</a>	
付則 2	<a href="#">EARの対象となるか？</a>	
付則 3	<a href="#">BISのガイダンス“Know Your Customer”及びレッドフラグ</a>	

**PART 732 (第732章) –EARを使用するための手順****§ 732.1 手順の概要****(a) (1) 序文**

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。

本章は、EAR をチェックする際に用いることができる論理的手順を本章の § 732.2 から § 732.5 に列挙することにより、EAR に基づく義務を決定する手助けとすることを目的としている。これらの手順を説明したフローチャートを、§ 732 付則 1 に掲載している。本章では、EAR の関連条項を参照することにより、次に掲げる項目の適用可否を決定するための提唱する手順を説明する：

(i) EAR の適用範囲 (EAR § 734)；

(ii) 各一般禁止事項 (EAR § 736)；

(iii) 許可例外 (EAR § 740)；及び

(iv) 米国税関への輸出通関手続き、記録の保存、並びに輸出許可申請書の作成及び書類提出等のその他の要求事項。

(2) これらの手順では、EAR の構成、EAR の条項間の関係及び EAR の様々な条項を考慮するための適切な順序を説明している。

(3) 本章における一般情報は、EAR の特定の要求事項に対して構ずべき手段の概要を提供することを意図している。本章におけるいかなる内容も、連邦法のその他の条項 (EAR の条項を含む) により規定又は制定されるその他の典拠、規則、捜査又はその他の強制執行措置に変更を加えたり影響を及ぼすものとして解釈してはならない。

**(b) あなたの取引についての事実**

次に掲げる 5 つの種類の実事が、EAR に基づく義務を決定し、これらのステップをチェックする際に手助けとなる：

(1) それは何ですか？

輸出規制でいうところの、品目が何であるかは、商務省規制品リスト (EAR § 774 参照) 上のその品目のしかるべき場所であるところの、その品目の分類によって決まる。

(2) それはどこに行きますか？

輸出又は再輸出の最終仕向国も、輸出許可要件を決定する (カンントリーチャート及び商務省規制品リストに関する EAR § 738 及び § 774 参照)。

(3) 誰が、それを受け取りますか？

品目の最終需要者は、不正な最終需要者であってはならない。取引することができない者のリストの引用箇所は、EAR § 736.2(b)(4) の一般禁止事項 4 (剥奪命令)、EAR § 744 及び § 764 を参照しなさい。

(4) 彼らはそれを用いて何をしますか？

品目の最終用途は、不正な最終用途であってはならない。一般的な最終用途及び最終需要者規制については、EAR § 736.2(b)(5) の一般禁止事項 5 (最終用途最終需要者) 及び § 744 を参照しなさい。

(5) その他に彼らは何をしますか？

EAR § 744.6 で定める拡散計画を支援する契約、融資及び貨物輸送のような行為は、あなたがいずれかの者と取引をするのを阻止する場合がある。

**(c) あなたの品目及び行為は、EAR の対象となりますか？**

最初に、あなたの貨物、ソフトウェア又は技術が、EAR (適用範囲に関する EAR § 734 を参照) の対象となるかどうかを決定しなければならない、手順 1 から 6 は、その手助けとなる。米国からの輸出については、手順 1 及び 2 のみが関連する。あなたの品目又は行為が EAR の対象であることがすでにわかっている場合、EAR § 736 の 10 の一般禁止事項の検討に進まなければならない。あなたの品目又は行為が EAR の対象でなければ、EAR に基づく義務はなく、残りの手順を省くことができる。

**(d) あなたの品目又は行為は、10 の一般禁止事項のうちの 1 つ以上に基づいて輸出許可を必要としますか？**

(1) 10 の一般禁止事項の簡潔な要約

一般禁止事項は、EAR § 736 で見出され、これらの手順の中で言及されている。

これらは、ごく簡単に言えば、次に掲げるものから成る：

(i) 一般禁止事項 1 (輸出及び再輸出)：

リストされた国への規制品目の輸出及び再輸出。

(ii) 一般禁止事項 2 (部品及び部分品の再輸出)：

規制される米国成分を de minimis 量より多く組み込んだ外国製品目の再輸出及び外国からの輸出。

(iii) 一般禁止事項 3 (外国製の直接製品の再輸出)：

米国技術及びソフトウェアを直接用いて製造された外国製品の再輸出及び外国からの輸出。

(iv) 一般禁止事項 4 (剥奪命令)：

剥奪命令により禁止された行為に従事すること。

(v) 一般禁止事項 5 (最終用途最終需要者)：

禁止された最終用途又は最終需要者への輸出又は再輸出。

(vi) 一般禁止事項 6 (禁輸)：

輸出が禁止された仕向地への輸出又は再輸出。

(vii) 一般禁止事項 7 (米国民の拡散行為)：

拡散行為の支援。

(viii) 一般禁止事項 8 (輸送中)：

輸送中の積荷並びに船舶及び航空機から荷降ろしされる品目。

(ix) 一般禁止事項 9 (命令、条件及び制約)：

命令、条件又は制約に対する違反。

(x) 一般禁止事項 10 (違反発生の認識)：

違反が発生したか違反が今にも起ころうとしていることを知りながら、取引を進めること。

## (2) 商務省規制品リスト (CCL) に掲げる品目に対する規制

品目又は行為が EAR の対象である場合、輸出、再輸出又は行為に、10 の一般禁止事項のいずれか一つ以上により輸出許可を必要とするか否かを決定しなければならない。手順 7 から 11 では、商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774) 上の品目の分類について、そして、その品目の分類に基づいて輸出許可が必要かどうかを決定するためのカントリーチャート (EAR § 738 付則 1) の使い方について言及している。これらの手順は、すべての国 (キューバ、イラン、北朝鮮、及びシリアを除く) に対する一般禁止事項 1 (輸出及び再輸出)、2 (部品及び部分品の再輸出) 及び 3 (外国製の直接製品の再輸出) に言及している。これらの国々については、手順 7 から 11 を飛ばして、直接、手順 12 へ進むことができる。

## (3) 行為に対する規制

手順 12 から 18 は、一般禁止事項 4 から 10 に言及している。これらの一般禁止事項は、単に EAR § 774 の CCL にリストされる品目だけでなく、EAR の対象となるすべての品目に適用される。これらは、例えば、以下についての一般禁止事項に言及している：

輸出する権利を剥奪された者、禁止された最終用途及び最終需要者、包括的禁輸の対象国 (例えば、キューバ、イラン、北朝鮮、及びシリア)、大量破壊兵器拡散に支援する米国民の禁止行為、禁止された積荷の荷降ろし、命令、制約又は条件の順守、並びに違反が発生したか又は発生しようとしている場合の行為。

## (4) 一般禁止事項

10 の一般禁止事項のどれも適用されない場合、許可例外に関する手順を飛ばして、米国からの輸出については、米国税関に提出する輸出申告書、輸出管理文書としての仕向地規制文、及び記録保管要求事項に関する手順 27 から 29 をチェックしなければならない。

## (e) 輸出許可要求事項に優先して、許可例外が適用できるか？

カントリーチャートと合わせて CCL をチェックすることにより、あなたの仕向地に輸出許可が必要であると決定した場合、その要求事項を許可例外により除外できるか否かを決定しなければならない。手順 20 から 24 は、許可例外が適用できるか否かを決定する手助けとなる。通常、許可例外は、一般禁止事項 4 から 10 に優先するのに、使えない点に注意しなさい。しかし、輸出が禁止された仕向地に対する特定の許可例外が EAR § 746 で明記されており、供給不足物資規制に対する許可例外が EAR § 754 で明記されている。許可例外が適用でき、かつ、米国からの輸出であれば、米国税関に提出される輸出申告書、

輸出管理文書としての仕向地規制文、及び記録保管要求事項に関する手順 26 から 28 をチェックしなければならない。許可例外が適用できない場合、手順 25 から 29 に進みなさい。

(f) どのように輸出許可を申請しますか？

輸出許可申請書を提出しなければならない場合、手順 26 で示される通り、EAR § 748 の要求事項をチェックしなければならない。その後、米国税関に提出される輸出申告書、輸出管理文書としての仕向地規制文、及び記録保管要求事項に関する手順 27 から 29 をチェックしなければならない。

§ 732.2 EAR の適用範囲に関する手順

手順 1 から 6 は、EAR の適用範囲を決定する際の手助けとなるよう設計されている。これらの手順を説明したフローチャートは、§ 732 付則 2 に掲載されている。

(a) 手順 1：他の連邦機関に限定して管轄される対象となる品目

本手順は、輸出及び再輸出の双方に関連する。あなたの品目が、EAR § 734.3 で規定される他の連邦機関に限定して管轄される対象となるか否かを判定しなさい。

- (1) あなたの品目が他の連邦機関に限定して管轄される対象となる場合、その機関の規則に従いなさい。EAR に従う必要はなく、残りの手順を飛ばすことができる。
- (2) あなたの品目が他の連邦機関に限定して管轄される対象とならない場合、本節の(b)項の手順 2 に進みなさい。

(b) 手順 2：一般に入手可能な技術及びソフトウェア

本手順は、輸出及び再輸出の双方に関連する。あなたの技術又はソフトウェアが、EAR § 734 で定義及び説明されている一般に入手可能なか否かを判定しなさい。EAR § 734 付則 1 には、EAR の適用範囲外である一般に入手可能な技術及びソフトウェアを説明したいくつかの実例を掲載している。この例は例示的なものであって、包括的なものではない。

商務省規制品リスト (EAR § 774 付則 1 を参照) の ECCN 5D002 のもとに番号分類される暗号ソフトウェアについては、たとえ一般に入手可能であっても、EAR の対象となる点に注意しなさい (ただし、ECCN5D002 のもとに番号分類される一般に入手可能な暗号オブジェクトコードソフトウェアのうち、対応するソースコードが EAR § 740.13(e) で指定される基準を満たしている場合を除く)。

- (1) 技術又はソフトウェアが一般に入手可能で、その結果、EAR の適用範囲外となる場合、あなたが一般禁止事項 7 の対象となる米国民でないならば、輸出又は再輸出を進めることができる。あなたが米国民であれば、本章の § 732.3(j) の手順 15 に進みなさい。あなたが米国民であり、米国民の拡散行為に関する一般禁止事項 7 が適用されない場合には、あなたの一般に入手可能な技術又はソフトウェアの輸出又は再輸出を進めることができる。すべての米国民が一般禁止事項 7 の条項の対象となる点に注意しなさい。
- (2) 技術又はソフトウェアが一般に入手可能でなくて、米国から輸出する場合、一般禁止事項に関する本章の § 732.3(b) の手順 7 へ飛びなさい。
- (3) あなたが外国から品目を輸出する場合、本節の(c)項の手順 3 及び EAR の適用範囲に関する他の手順に進まなければならない。

(c) 手順 3：米国原産品目の再輸出

本手順は、再輸出者だけに該当する。外国にある品目については、その品目が米国原産か否かを判定しなければならない。米国原産であれば、本章の § 732.3(b) の手順 7 に飛びなさい。米国原産でなければ、本節の(d)項の手順 4 に進みなさい。

(d) 手順 4：規制される米国原産品目を組み込んでいる外国製品目

本手順は、米国外で作られ、かつ、現在米国に所在しない品目のみが該当する。米国原産の暗号品目を組込んだ外国製品目には特別な要求事項及び制限事項が適用される (EAR § 734.4(a)(2)、(b) 及び (g) を参照しなさい)。

- (1) あなたの外国製品目が EAR の対象であるか否かの判定

EAR § 734 の付則 2 で規定されるガイダンスを利用して、規制される米国原産品目が外国製品目に組



み込まれているか否か、並びに EAR § 734.4 で示される de minimis レベルを超えているか否かについて判定しなさい。

- (2) 規制される米国原産品目が組み込まれていないか、組み込まれた規制される米国原産品目の割合が EAR § 734.4 で定める de minimis レベル以下であれば、その外国製品目は de minimis 基準を根拠とする EAR 対象とはならない、そして外国製の直接製品基準に関する手順 6 の検討に進まなければならない。
- (3) 外国製品目が、規制される米国原産品目を de minimis レベルより多く組み込んでいる場合、その外国製品目は EAR の対象となり、本章の § 732.3 の手順 7 に飛んで、他のすべての一般禁止事項、許可例外及びその他の要求事項に関する手順について、その外国製品目に対するこれらの条項の適用可否を判定するため、検討しなければならない。

(e) [Reserved]

(f) 手順 6：直接製品規則

米国製技術、米国製ソフトウェア、又は米国製技術若しくはソフトウェアから製造されたプラント若しくはプラントの主要構成装置の直接製品である外国製品目は、それらが EAR § 736.2(b)(3) の一般禁止事項 3 の条件に合致する場合、EAR の対象となる場合がある。EAR の対象となる直接製品は、米国外から輸出したり特定の国に再輸出するのに輸出許可を必要とする場合がある。

(1) EAR 対象

あなたの外国製品目が直接製品規則（一般禁止事項 3）でとらえられるなら、その品目は EAR の対象となり、さらに、その品目の再輸出又は米国外からの輸出には輸出許可を必要とする場合がある。次いで、すべての他の一般禁止事項、許可例外及び他の要求事項に関する手順を検討しなければならない。その品目が一般禁止事項 3 でとらえられない場合、次にその品目が EAR の対象となるか否かの判定に必要な手順が完了したならば、残りの手順を飛ばすことができる。EAR § 734 で規定されているところにより、米国外の品目は、それらが次のいずれかに該当する場合、EAR の対象となる：

- (i) 米国原産の貨物、ソフトウェア又は技術（ただし、他の米国連邦機関により単独で輸出が規制されるもの又は一般に入手可能なものを除く）；
- (ii) 外国原産の貨物、ソフトウェア又は技術のうち、一般禁止事項 2（de minimis 規則）又は一般禁止事項（直接製品規則）の適用範囲にあるもの。しかし、そのような外国原産の品目も、それらが他の米国連邦機関により単独で輸出が規制される場合又は技術若しくはソフトウェアが本節の(b)項で規定される一般に入手可能なものである場合、EAR の適用範囲外にある。

(2) [Reserved]

### § 732.3 10 の一般禁止事項に関する手順

(a) 序文

あなたの品目又は行為が EAR の適用範囲の対象であるなら、EAR § 736 にリストされる 10 の一般禁止事項の各々を検討しなければならない。一般禁止事項 1（輸出及び再輸出）、2（部品及び部分品の再輸出）及び 3（外国製の直接製品の再輸出）（EAR § 736.2(b)(1)、(2) 及び (3)）は、CCL とカントリーチャートにおいて、指定されるパラメータにより定められ、限定される製品規制である。一般禁止事項 4 から 10 は、BIS の承認がなければ認められない特定の行為に関する禁止事項であり、これらの禁止事項は別途指定されていない限り、EAR の対象となるすべての品目に適用される（EAR § 736.2(b)(4)～(10)）。

(b) 手順 7：分類

- (1) あなたはあなたの“EAR 対象”品目を CCL の関連するエントリーで番号分類しなければならない、また、BIS の助けを借りずに自分で分類することができる。CCL には、§ 774 付則 4—商務省規制品リストレビュー手順が記載されている。この付則は、“EAR 対象”品目を番号分類する際に準拠すべき手順（すなわち、レビュー手順）を規定するものである。輸出者、再輸出者又は譲渡人は、取引における品目を正確に番号分類する責務がある（これには、BIS に番号分類請求を提出することを含む）。EAR により輸出許可が必要とされる場合、番号分類を行わなかったり、正確に品目の番号分類を行わなかったことを理由に、当事者から輸出許可を取得する義務を放棄することはない。

- (2) あなたはあなたの品目に適用される分類を BIS に要求する権利を有しており、BIS はその分類結果をあなたに提供する義務を有している。BIS から分類の援助を得る方法に関する詳細情報については、EAR § 748 を参照しなさい。
- (3) EAR の対象ではあるが、CCL にリストされない品目の適切な分類は EAR99 である。この番号は、どの CCL のエントリーにも指定されない品目のための“バスケット”であって、CCL の各カテゴリーの最後に掲載されている。
- (4) 一時的に CCL 規制の対象となる品目は、EAR § 742.6(a)(7)に基づき、ECCN 0Y521 シリーズ（すなわち、0A521、0B521、0C521、0D521 又は 0E521）に番号分類され、その間に改正された若しくは新規の ECCN のもとでの番号分類が適切であるか、又は EAR99 の指定記号が適切であるかに関する決定が行われる。

(c) 手順 8：最終仕向国

あなたは、最終仕向国を確定しなければならない。仕向国により、いくつかの一般禁止事項、許可例外及びその他の要求事項が適用されるか否かが確定される。供給不足物資規制に関する EAR § 754 は、供給不足物資規制に適用される禁止事項及び許可例外の両方を含む、EAR の中で独立した唯一のロケーションであることに注意しなさい。

(d) 手順 9：規制理由及びカントリーチャート

(1) 輸出規制分類番号 (ECCN) 内の規制理由及び列記号 (Country Chart 列記号)

あなたの品目が特定の ECCN で規制されると一旦判定したならば、個々の仕向地に対して一般禁止事項 1、2 又は 3 のもとに輸出許可が必要か否かを判定するために、当該 ECCN の“License Requirements (許可要件事項)”欄に記載された情報をカントリーチャートと組合せて用いなければならない。これらの輸出許可要求事項を明確にするために、CCL とカントリーチャートが組み合わせて用いられる。該当する ECCN が、その ECCN の中で、品目に対する一つ以上の規制理由を明らかにする。例えば、ECCN 6A007 は国家安全保障、ミサイル技術及び反テロリズム理由により規制されている。

(2) カントリーチャート内の規制理由

適切な ECCN の中で示される適用できるカントリーチャート列の各記号を用いて、カントリーチャートを調べなさい。適切なカントリーチャート列記号を水平軸に置いて、懸案の仕向地の次のセルに、“X”がマークされているかどうかを確認しなさい。カントリーチャートの使用に関する総合的な説明及び詳細な事例については、EAR § 738.4 を調べなさい。

(i) 関連する国と規制理由欄の一つ又は複数のセルにある“X”は、一般禁止事項 1（輸出及び受け取られた形態での再輸出）、2（部品及び部分品の再輸出）及び 3（外国製の直接製品の再輸出）により輸出許可を必要とすることを示している。(EAR § 736.2(b)(1)、(b)(2) 及び (b)(3) 参照)。

(ii) 関連する欄で一つ以上のセルに“X”がある場合、EAR § 740 で定める許可例外を適用できない限り、輸出許可が必要となる。あなたの仕向地について、一つ以上の関連する欄のどのセルにも“X”がない場合、その CCL 及びカントリーチャートのもとでは輸出許可を必要としない。

(iii) 特別な規制があなたの輸出に適用される場合がある。

一般禁止事項 2（部品及び部分品の再輸出）及び一般禁止事項 3（外国製の直接製品の再輸出）で定める特別な制限が、あなたが行おうとしている取引に適用されるか否かを判定するために、本節の (g) から (m) 項で記載された手順 12 から 18 に進まなければならない。米国から品目を輸出しようとする場合、手順 10 及び手順 11 を飛ばして、直接、本節の (g) 項の手順 12 に進まなければならない。

(3) カントリーチャートにない輸出許可要求事項

輸出許可が必要か否かを判定するためにカントリーチャートが使用できない 2 つの場合がある。供給不足物資の理由により規制される品目は、カントリーチャートでは決定されない。EAR § 754 は、供給不足物資規制の対象となる品目に対する輸出許可要求事項及び許可例外を収載している。CCL に掲載された限られた数の ECCN には、カントリーチャート列記号を特定していないものがある。これらの場合には、輸出許可が必要か否か及びどの仕向地に対して輸出許可が必要かを、その ECCN の中で記載している。輸出許可要求事項の判定のためにカントリーチャートを調べる必要がない ECCN のリストについては、EAR § 738.3(a) を参照しなさい。

## (4) 禁輸及びその他の特別な規制条項の対象となる仕向地

カントリーチャートは、キューバ、イラン、北朝鮮、及びシリアに適用されない。これらの国については、EAR § 746 の条項をチェックしなければならず、カントリーチャートに関する本手順を飛ばすことができる。イラク及びロシアについては、カントリーチャートにおいて特定の輸出許可要求事項を規定しており、EAR § 746 で追加の要求事項を規定している。

## (5) EAR の対象ではあるが、CCL にない品目

EAR の対象ではあるが、CCL にない品目は、EAR99 に適切に分類される。このような品目については、本手順を飛ばして、本節の (g) 項の手順 12 に直接進むことができる。

## (e) 手順 10：規制される米国原産品目を組み込んだ外国製品目と de minimis 基準

## (1) de minimis 基準

国外における外国製品目が、規制される米国原産貨物を組み込んでいる外国製貨物、規制される米国原産のソフトウェアが 'バンドル' [添付]された外国製貨物、規制される米国原産のソフトウェアで commingle [混合]された外国製ソフトウェア、又は規制される米国原産の技術で commingle [混合]された外国製技術である場合であって、その米国原産の規制される成分が EAR § 734.4 で定める de minimis 基準を超える場合、その外国製品目は EAR の対象となる。

## (2) 計算のためのガイダンス

米国規制成分の計算方法のガイダンスについては、EAR § 734 付則 2 を参照しなさい。

ECCN 9E003. a.1 から a.11. と h 及び関連規制で規制される米国原産の技術、並びに ECCN 5D002 において "EI" 理由で規制される暗号ソフトウェア (EAR § 734.4 (b) に基づく de minimis 基準が適用できないもの) 又は ECCN 5E002 において "EI" 理由で規制される暗号技術 (EAR § 734.4 (a) (2) に基づく de minimis 基準が適用できないもの) は、国外において、米国以外を原産とする他のソフトウェア又は技術で、いかなる点においても、書き直し、使用、参照、又は別な方法で混ぜ合わせられていても、これらの米国原産性を失わない。従って、海外において何らかのプラント又は装置又はこれらの部品の設計、建設、運転又はメンテナンスのために作成又は設計された二次的な又は同様のソフトウェア又は技術であって、いずれかのそのような米国原産のソフトウェア又は技術に基づいているもの或いは使用しているものは、EAR の対象となる。

## (f) 手順 11：直接製品規則—一般禁止事項 3

米国外に所在する品目であって、さらに、米国製技術若しくは米国製ソフトウェアから米国外で製造されたもの又は米国製技術若しくは米国製ソフトウェアから製造されたプラント若しくはプラントの主要構成装置から米国外で製造されたものは、それらが EAR § 736.2 (b) (3) の一般禁止事項 3 の条件に合致する場合、EAR の対象となる場合がある。EAR の対象となる直接製品は、米国外から輸出したり指定された国に再輸出するのに輸出許可を必要とする場合がある。あなたの外国製品目が直接製品規則 (一般禁止事項 3) でとらえられるなら、あなたの再輸出又は米国外からの輸出は、EAR の対象となる。次いで、すべての他の一般禁止事項、許可例外及び他の要求事項に関する手順を検討しなければならない。あなたの品目が一般禁止事項 3 でとらえられない場合、あなたの再輸出又は米国外からの輸出は、EAR の対象とならない。あなたは、あなたの取引が EAR の対象となるか否かを決定するのに必要な手順を完了した、そして、あなたは残りの手順を飛ばすことができる。

## (g) 手順 12：輸出する権利が拒絶された者

(1) あなたの譲受人、最終エンドユーザ、いずれかの中間荷受人又はその他の取引の当事者が、輸出する権利が拒絶された者であるか否かを判定しなさい。(EAR § 764 参照)。剥奪命令の条件又は制約に違反する行為に従事することは EAR の違反となる。一般禁止事項 4 (剥奪命令) は、EAR の対象となるすべての品目、即ち、CCL 上に掲げる品目及び EAR99 中の品目の両方に適用される。

(2) 一般禁止事項 4 (剥奪命令) には、許可例外はない。輸出する権利を剥奪された者に関する禁止事項は、滅多に許可されないが、BIS の特別な承認によってのみ解除される場合がある。

## (h) 手順 13：禁止された最終用途及び最終需要者

(1) EAR § 744 で定める一般禁止事項 5 (最終用途最終需要者) EAR § 736.2 (b) (5)) に基づいて禁止され



た最終用途及び最終需要者をチェックしなさい。EAR § 744 は、すべての最終用途及び最終需要者に係る輸出許可要求事項を記載しており、これらは一般禁止事項 1（輸出及び再輸出）、2（部品及び部分品の再輸出）及び 3（外国製の直接製品の再輸出）に基づく輸出許可要求事項に追加される。別途指示のない限り、EAR § 744 で定める一般禁止事項 5（最終用途最終需要者）の輸出許可要求事項は、EAR の対象となるすべての品目、即ち、CCL に掲げる品目及び EAR99 の中の品目の両方に適用される。さらに、一般禁止事項 5（最終用途最終需要者）の要求事項は、特定の許可例外に設定されているそれぞれの最終用途及び最終需要者制限に追加される。

(2) 許可例外 TSU (EAR § 740.13) に基づき、使用に係る技術及びソフトウェア、販売に係る技術、並びにソフトウェアのアップデートは、これらの条項のすべての条件及び制約が輸出者又は再輸出者により満たされる場合、一般禁止事項 5（最終用途及び最終需要者）(EAR § 736.2(b)(5)) に優先される。

(i) 手順 14：禁輸国及び特別な仕向地

あなたの品目の仕向地がキューバ、イラン、イラク、北朝鮮、又はシリアであれば、EAR § 742 及び EAR § 746 の要求事項を検討しなければならない。別途指示のない限り、一般禁止事項 6（禁輸）は、EAR の対象となるすべての品目、即ち、CCL に掲げる品目及び EAR99 の中の品目の両方に適用される。国連安全保障理事会の武器禁輸に基づく限定された制裁の対象となる仕向地について、§ 746.1(b) を参照のこと。ロシア産業向け制裁について § 746.5 を参照のこと。あなたは、次に掲げる場合を除き、輸出許可なしに EAR § 746 の条項に反して、輸出又は再輸出することができない：

(1) 一般に入手可能な技術若しくはソフトウェア、又は EAR の適用範囲外のその他の品目のみを輸出又は再輸出する場合、又は

(2) 輸出が禁止された仕向地に関する EAR § 746 で言及されている許可例外が適用できる場合。

EAR § 746 で特別に是認されていない限り、一般禁止事項 6（禁輸）(EAR § 736.2(b)(6)) に優先させるために、EAR § 740 で定める許可例外を用いることができない。供給不足物資規制に関する EAR § 754 は、供給不足物資規制に適用される禁止事項及び許可例外の両方について、EAR の中で独立した唯一のロケーションであることに注意しなさい。

(j) 手順 15：米国民の拡散行為（輸出及び再輸出とは無関係）

(1) 一般禁止事項 7（米国民の拡散行為）(EAR § 736.2(b)(7)) によって禁止される行為（EAR § 744.6 で定められた行為）の適用範囲をチェックしなさい。当該行為は、輸出及び再輸出には限定されず、また、一般禁止事項 1（輸出及び再輸出）、2（部品及び部分品の再輸出）及び 3（外国製の直接製品の再輸出）の対象となる品目に限定されないことに留意しなさい。さらに、当該行為は、指定された拡散行為を援助する完全な外国原産品目の役務及び取引行為にも拡大適用され、かつ、CCL にリストされる品目又は EAR99 に含まれる品目に限定されない。

(2) EAR § 744 の米国民の定義をチェックしなさい。

(k) 手順 16：輸送中

荷主及び船舶又は航空機の運航業者は、輸送中の特定の品目の荷降ろし又は船積みを行うことができない国を判定するために、一般禁止事項 8（輸送中）をチェックしなければならない。一般禁止事項 8 は、EAR の対象となるすべての品目、即ち、CCL に掲げる品目及び EAR99 の中の品目の両方に適用される。

(l) 手順 17：命令、条件及び制約のチェック

あなたの取引に適用される命令、条件及び制約をチェックしなさい。一般禁止事項 9（命令、条件及び制約）は、EAR に基づいて課される命令、条件及び制約に対する違反を禁止する。条件及び制約は、しばしば輸出許可証に含まれている。それに加えて、10 の一般禁止事項 (EAR § 736) 及び許可例外 (EAR § 740) が、あなたが行おうとしている取引及び許可例外の使用に対して、条件及び制約又は制限を課す。所定の輸出許可又は許可例外は、それぞれの関連する条件又は制約が満たされない限り、使用することができない。

(m) 手順 18：ガイダンス“Know Your Customer（あなたの顧客を知れ）”及び一般禁止事項 10（発生する違反の認識）のチェック



EAR に基づく許可要求事項は、単に、分類、最終用途、最終需要者、最終仕向地及び米国民の行為によって決定される。EAR § 732 付則 1 は、顧客、最終用途及び最終需要者についての情報の評価プロセスに関する有用なガイダンスを提供することを意図している。一般禁止事項 10（違反発生の認識）は、EAR の違反が発生したか、発生しようとしていることを知りながら、いかなる者も取引を進めることを禁じている。それは、関係する輸送、融資及びその他の役務についても禁じている。一般禁止事項 10 は、EAR の対象となるすべての品目、即ち、CCL に掲げる品目及び EAR99 の中の品目の両方に適用される。

(n) 手順 19：一般禁止事項のチェックの完結

本節で定めた手順を完了し、EAR § 736 の 10 のすべての一般禁止事項（EAR 中の相互参照された規則を含む）をチェックした後、もし該当すれば、EAR の 10 の一般禁止事項のうちのどれが、あなた及びあなたが行おうとしている取引又は行為に適用されるのかを知ることになる。

- (1) 10 の一般禁止事項のどれも米国からの輸出に適用されない場合、BIS の輸出許可は不要で、EAR § 740 に基づく許可例外が適用できるようにする必要はない。許可例外に関する本章の § 732.4 の手順を飛ばして、記録保管、適切な輸出申告書又は自動化輸出システム記録による税関・国境警備局への通関手続き、及び必要な仕向地規制文の使用に関する § 732.5 の手順に、直接、進んで良い。
- (2) 10 の一般禁止事項のどれもあなたの外国からの再輸出又は輸出に適用されない場合、輸出許可は不要で、残りのすべての手順を飛ばして良い。
- (3) 10 の一般禁止事項のうち 1 つ以上が適用される場合、残りの手順を続けなさい。

§ 732.4 許可例外に関する手順

(a) 許可例外に関する手順の序文

あなたの輸出又は再輸出が EAR の対象であり、かつ、一般禁止事項 1（輸出及び再輸出）、2（部品及び部分品の再輸出）又は 3（外国製の直接製品の再輸出）の対象である場合、本節の (b) 項にリストされた手順を検討しなさい。あなたの輸出又は再輸出が一般禁止事項 4（剥奪命令）、7（米国民の拡散行為）、8（輸送中）、9（命令、条件及び制約）又は 10（違反発生の認識）の対象である場合、あなたの輸出又は再輸出に適用できる許可例外は存在しない。あなたの輸出が一般禁止事項 5（最終用途最終需要者）の対象である場合、EAR § 744 を調べなさい。あなたの輸出又は再輸出が一般禁止事項 6（禁輸）の対象である場合、適用できる許可例外については、EAR § 746 を調べなさい。

(b) 許可例外についての手順

(1) 手順 20：一般禁止事項の適用可否

EAR § 736.2(b) で定める一般禁止事項のうち、いずれか一つ以上が、あなたの輸出又は再輸出に適用されるか否かを判定しなさい。どの一般禁止事項もあなたの輸出又は再輸出に適用されない場合、あなたの輸出又は再輸出を進めることができ、許可例外に関する EAR § 740 をチェックする必要はない。EAR § 762 と § 758 で規定される米国税関の通関手続きに関連する記録保管義務があることに注意しなさい。

(2) 手順 21：すべての許可例外に対する制約の適用可否

EAR § 740.2 に掲げる制約のうちいずれか一つ以上が、あなたの輸出又は再輸出に適用されるか否かを判定しなさい。これらの制約のうちいずれか一つ以上が適用される場合、あなたに適用できる許可例外はなく、輸出許可を取得するか、輸出又は再輸出を取り止めなければならない。

(3) 手順 22：許可例外の条件

(i) EAR § 740.2 に掲げる制約のどれも適用されない場合、許可例外のいずれか一つがあなたの輸出又は再輸出を是認するか否かを判定するために、それぞれの許可例外をチェックしなさい。許可例外が適用できるか否かは、固有の許可例外で課せられる特別な条件に加えて、品目、最終仕向国、最終用途及び最終需要者に基づく。

(ii) あなたは、複数の許可例外の条件を満たす場合がある。さらに、いくつかの許可例外が適用できなくても、他の許可例外が適用できる場合がある。最初に最も適用範囲の広い許可例外をチェックし、そして、あなたに適用できる許可例外を使用しなさい。あなたは、最も制約の多い許可例外を使用する必要はない。最初に検討した許可例外が適用できなかった場合、どの許可例外も適用できないと判定するまで、他の許可例外を検討することができる。

(iii) 許可例外 TMP、RPL、BAG、AVS、GOV、及び TSU は、CCL の条項に関係なく輸出を是認する。リストに基づく許可例外 (LVS、GBS、CIV、TSR、及び APP) は、CCL で指定された範囲だけに適用できる。EAR § 740 は、それぞれの許可例外が明確に再輸出を是認する範囲に限って、再輸出の是認を与える。いくつかの ECCN には、許可例外 STA の除外条項を含んでいる。これらの条項は、EAR § 740.20(c)(2) において、許可例外 STA の規定から除外される品目の概略を示している。許可例外 APR は、再輸出に限り是認する。

(iv) 許可例外 GBS、CIV、LVS、STA、APP、TSR、又は GOV に基づき輸出する場合、特定の報告要件の適用可否を判定するために EAR § 743.1 をチェックしなければならない。許可例外 LVS、TMP、RPL、STA 又は GOV に基づき輸出する場合であって、あなたの品目が“600 シリーズ”に番号分類される場合、通常武器輸出に対する特定の報告要件の適用可否を判定するために EAR § 743.4 をチェックしなければならない。

(4) 手順 23：許可例外の適用範囲

いくつかの許可例外は、国により或いは品目の種類によって限定される。

(i) 国は、参照しやすいようにいくつかのカントリーグループに区分されている。カントリーグループのリストについては、EAR § 740 付則 1 を参照しなさい。許可例外において別途指示のない限り、許可例外は輸出が禁止された仕向地へのいかなる輸出又は再輸出にも適用されない。あなたの輸出又は再輸出が、輸出が禁止された仕向地に対する一般禁止事項 6 (禁輸) の対象である場合、許可例外は、輸出が禁止された仕向地に関する EAR § 746 で特に規定される範囲だけに適用できる。

(ii) 特別な貨物の規制が供給不足物資品目に適用される。CCL 上で供給不足物資の理由により規制されるとしてリストされている品目については、EAR § 740 で定められるどの許可例外も使用することができない。供給不足物資品目のための許可例外については、EAR § 754 で見出せる。

(5) 手順 24：すべての条件の順守

許可例外が利用できる場合、あなたの輸出又は再輸出を進めることができる。しかし、あなたの輸出又は再輸出が是認されると判定した許可例外によって必要となるすべての条件を、満たさなければならない。記録保管要求事項及び書類提出要求事項を確認するために、EAR § 758 及び § 762 についても調べなければならない。

(6) ステップ 25：輸出許可要求事項

どの許可例外も利用できない場合、輸出又は再輸出を進める前に輸出許可を取得するか、行おうとしている輸出又は再輸出を取り止めなければならない。

(7) 手順 26：輸出許可申請書

(i) BIS に輸出許可申請書を提出しようとする場合、最初に EAR § 748 の要求事項をチェックしなければならない。輸出者、再輸出者、及び譲渡人は、輸出許可申請書を提出する前に、申請書及び必要とする添付書類に関する指示事項をチェックしなければならない。

(ii) ECCN 0A606. a、8A609. a、8A620. a、8A620. b で規制される航空機若しくは軍用の船舶、ECCN 9A515. a. 1、a. 2、a. 3、a. 4 若しくは 9A515. g で規制される“宇宙空間用の飛しょう体”、ECCN 9A610. a、又は ECCN 9E515. b、. d、. e、若しくは . f の技術の輸出、再輸出又は国内における移転に関して BIS に輸出許可申請書を提出しようとする場合、§ 740.20(g) は、あなたが申請書の中で、論点となっている種類の航空機、宇宙空間用の飛しょう体、軍用の船舶、又は技術の、以降の輸出が許可例外 STA に基づく輸出が適格であることを請求することを認めている。ECCN 0A606. a、8A609. a、8A620. a、8A620. b で規制される種類の“品目”、ECCN 9A515. a. 1、a. 2、a. 3、a. 4 若しくは 9A515. g で規制される特定の宇宙空間用の飛しょう体、ECCN 9A610. a、及び ECCN 9E515. b、. d、. e、若しくは . f で規制される技術であって、§ 740.20(g) に基づいて許可例外 STA が適格であると判定されたものは、ECCN 0A606、8A609、8A620、9A610、9A515、及び 9E515 の許可例外欄で特定されている。§ 748 付則 2 の(w) 項 (許可例外 STA の適格性請求) に、当該申請についての説明を収載している。

(b) (7) (ii) 項の注 1：あなたが許可例外 STA を使用することを意図している場合、許可例外の使用に関する手順をチェックするため、本節の (a) 項、そして次に (b) 項に戻りなさい。

~~(ii) ECCN 9A610. a で規制される航空機の輸出、再輸出又は国内における移転に関して BIS に輸出許可申請書を提出しようとする場合、§ 740.20(g) は、論点となっている種類の航空機の以降の輸出~~

~~が許可例外 STA に基づく輸出が適格であることを、あなたがその申請書の中で請求することを認めている。ECCN 9A610.a で規制される航空機であって、§ 740.20(g) に基づいて許可例外 STA が適格であると判定された種類の航空機は、ECCN 9A610 の許可例外欄で特定される。§ 748 付則 2 の (w) 項 (許可例外 STA の適格性請求) に、当該申請についての説明を収載している。~~

~~(b) (7) (i) 項の注: あなたが許可例外 STA を使用することを意図している場合、許可例外の使用に関する手順をチェックするため、本節の (a) 項、そして次に (b) 項に戻りなさい。~~

## § 732.5 電子輸出情報 (EEI) 要求事項、仕向地規制文、及び記録保管に関する手順

### (a) 手順 27: 電子輸出情報 (EEI) 申告要求事項

輸出者又は自動輸出システム (AES) に EEI を申告する委任を受けた代理人は、EAR がどのような場合に申告することを義務付けているか、或いは EAR がどのような EEI のデータ要素を含めることを義務付けているかチェックしなければならない。EEI の申告手順及び要求事項についてのより詳細な情報は、国勢調査局外国貿易規則 (FTR) (15 CFR Part 30) で見出すことができる。再輸出者及び外国から輸出する企業は、手順 27 から 29 を飛ばして、直接、EAR § 732.6 に進むことができる。

#### (1) 輸出許可コード/許可例外コード (輸出許可コード)

あなたは、あなたの輸出について、EEI の申告で、あなたの輸出許可の根拠 (輸出許可又は許可例外) に対応する正確な輸出許可コード又は指示記号 (輸出許可不要 (NLR)) を報告しなければならない。EAR § 758.1(g) 及び 15 CFR 30.6(a)(23) 及び FTR の 15CFR 30 の Appendix B の Part III を参照のこと。一般的に許可例外の基準 (例えば、ECCN 又は仕向地) とのデータ要素の矛盾は、結果として AES システムで致命的なエラーになる。EEI の申告で許可例外に対する輸出許可コードを報告することによって、あなたは、あなたの取引がその許可例外の基準を満たしていることを証明している。NLR の輸出許可コードを報告することによって、あなたはあなたの輸出に対して輸出許可が不要であることを証明している。

#### (2) 輸出許可番号

輸出許可の根拠に基づいて輸出しようとする場合、EEI の申告で輸出許可番号を報告しなければならない。FTR の 15 CFR 30.6(b)(5) を参照のこと。

#### (3) 品目の説明

輸出許可が必要な場合、輸出許可証に記載された品目の説明と同じ品目の説明を報告しなければならない、或いは、許可例外による輸出又は許可不要 (NLR) による輸出の場合には、米国政府による審査及び別表 B 番号又は米国の統一関税率表 (HTS) 番号の検証を可能にするために、充分詳細に品目の説明を報告しなければならない。EAR § 758.1(g); 及び FTR の 15 CFR 30.6(a)(13) を参照のこと。

#### (4) ECCN の記入

すべての輸出許可された輸出又は許可例外による輸出、及び反テロリズム (AT) 以外の規制理由又は反テロリズム (AT) に追加される規制理由を有する品目の“輸出許可不要” (NLR) による輸出に対して、EEI の申告で、正確な輸出規制分類番号 (ECCN) 又は ECCN に番号分類されない品目については“EAR99”を報告しなければならない。この要求事項に対する唯一の例外は、EAR § 740.9(b)(3) に基づく許可例外 TMP の条項に合致する不要外国原産品目の返送である。EAR § 758.1(g); 及び FTR の 15 CFR 30.6(b)(6) を参照のこと。

### (b) 手順 28: Destination Control Statement (仕向地規制文)

米国内の出荷地から外国の最終荷受人又は最終需要者への船荷に添付するインボイス及び船荷証券、航空貨物運送状又はその他の輸出管理書類に、仕向地規制文 (DCS) を記入しなければならない。それらの書類の作成責任者には、DCS の記載責任がある。DCS は、商務省規制品リストに掲げる品目の米国からのすべての輸出について義務付けられており (ただし、当該輸出が、許可例外 BAG 又は GFT (EAR § 740 参照) に基づいて行うことができる場合を除く)、また、EAR99 に分類される品目については必要としない。再輸出者は、特定包括輸出許可証を使用する場合、DCS の要求事項に関する § 752.15 をチェックしなければならない。DCS の要求事項は、再輸出には適用されない。EAR § 758.6 を参照しなさい。

### (c) 手順 29: 記録保管

EAR の対象となる取引の記録は、EAR § 762 の記録保管条項に従って 5 年間保管しなければならない。

## § 732.6 その他の要求事項についての手順

本章の § 732.1 から § 732.4 は、あなたに適用される輸出許可要求事項の判定において有用なものである。EAR のその他の部分において、その他の義務及び要求事項を課している。それらの一部は、以下の通りである：

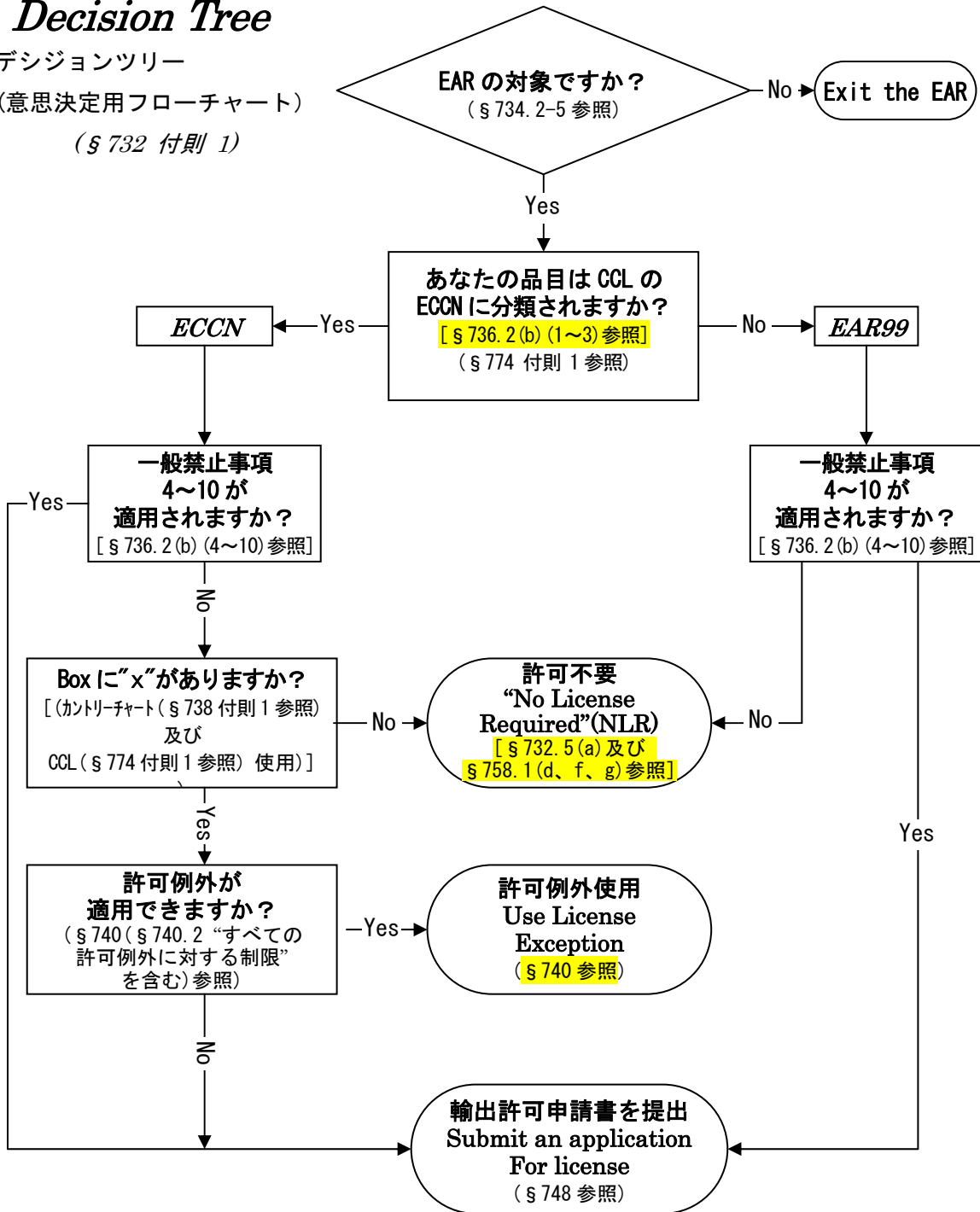
- (a) EAR § 758.4 の輸出許可証の使用に関する要求事項
- (b) 運輸会社、運送業者、輸出者及びその他の者の義務であって、EAR の対象品目が、輸出許可された仕向地或いは許可例外若しくは EAR § 758.1 から § 758.6 の規定のいくつかのその他の条項により是認される仕向地に輸送されることを保証するために、特定の処置をとり、特定の書類を作成し引渡す義務。
- (c) 米国政府の担当官の指示で積荷を返送したり荷降ろしを行う運輸会社の義務（EAR § 758.8 参照）
- (d) [Reserved]
- (e) EAR § 762 で課される記録保管要求事項
- (f) EAR の対象となる取引又は計画された取引に関し、政府に輸出許可申請書を提出した後、又はその他の申し立てを行った後、あなたの目に留まる可能性がある事実の開示に対する EAR § 764 の要求事項
- (g) 外国のボイコットに関連した行動をとる要求、或いはそれらのボイコットに関連する特定の行動を禁止する要求を受けた当事者に対して、EAR § 760 によって課される特定の義務



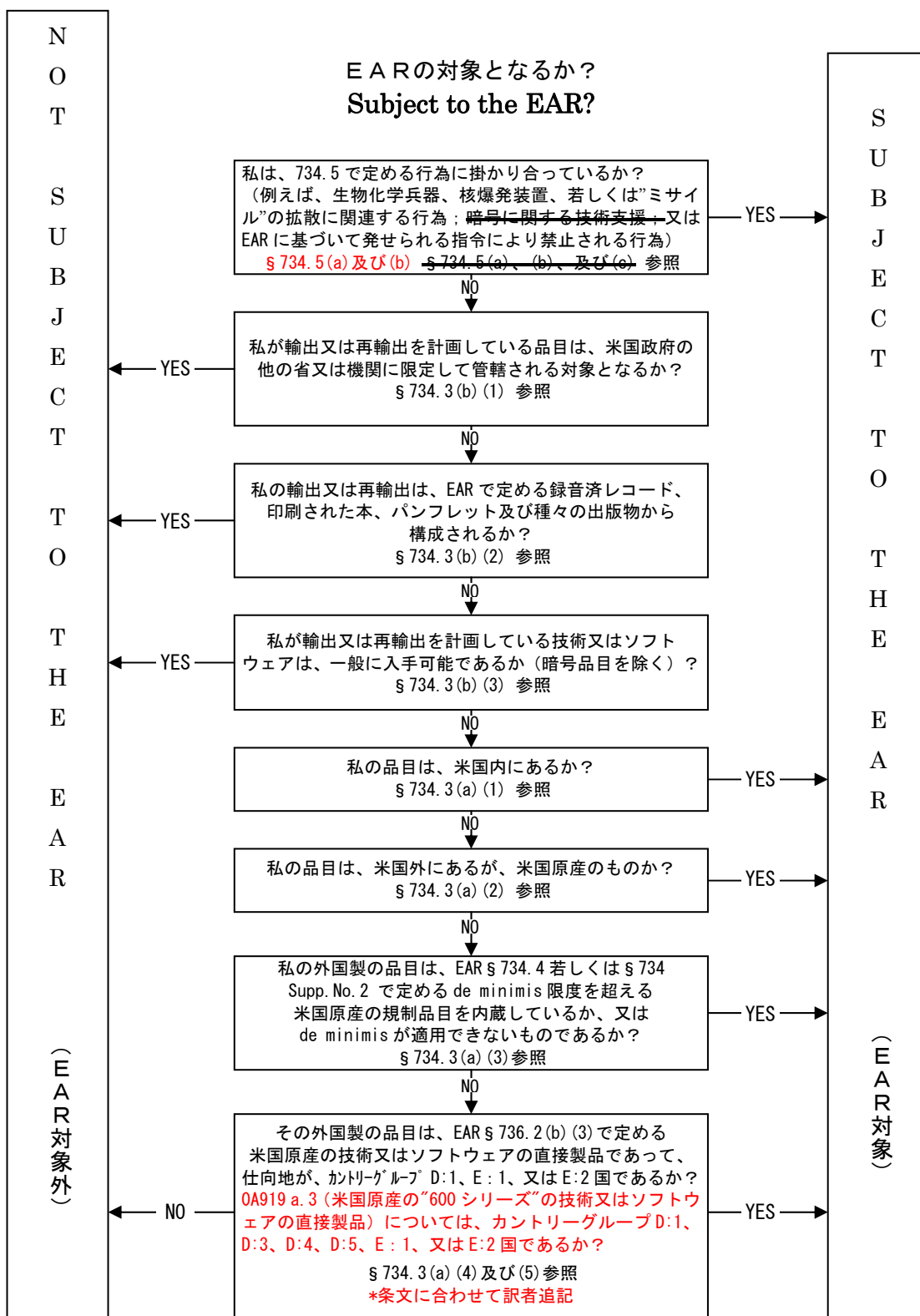
§ 732 付則 1 デシジョンツリー

# Export Control Decision Tree

デシジョンツリー  
(意思決定用フローチャート)  
(§ 732 付則 1)



§ 732 付則 2 EARの対象となるか？



## § 732 付則 3 BIS のガイダンス“Know Your Customer”及びレッドフラグ

## ガイダンス“Know Your Customer (あなたの顧客を知れ)”

EAR の種々の要求事項は、取引又は行為に関連する最終用途、最終需要者、最終仕向地又はその他の事実についての個人の認識に依存している。これらの条項には、不拡散関連の“キャッチオール”のセクション、及び EAR の違反が発生したか発生しようとしていることを知りながら取引を進めることに対する禁止を含んでいる。

(a) BIS は、個人及び企業がこの認識基準に基づいて、いかに行動すべきかについて、以下に掲げるガイダンスを規定している。このガイダンスは、EAR を変更したり、解釈するものではない。

(1) “レッドフラグ (危険信号)”があるか否かを判断しなさい。

取引において、輸出が不適当な最終用途、最終需要者又は仕向地に予定される可能性があることを示す何らかの異常な状況に注意を払いなさい。このような状況は、“レッドフラグ (危険信号)”と呼ばれる。レッドフラグの例に含まれるものには、購入者のニーズに矛盾する品目の注文、販売価格に含まれているか通常は必要とされる設置及びテストを顧客が断ること、又は指定された仕向地とは矛盾する装置設定の要請 (例えば、220 ボルトの国で、120 ボルト) がある。商務省は、取引が EAR に違反するという妥当な嫌疑を生じさせるであろう種類の状況について、すべてを含んだものではないが、例示することを意図したレッドフラグのリストを作成した。

(2) “レッドフラグ (危険信号)”がある場合、調査しなさい。

あなたの会社に入ってくる情報に、“レッドフラグ”がない場合、あなたはあなたが受け取った情報を信頼して取引を続行することができるであろう。すなわち、“レッドフラグ” (又は、EAR での明白な要求事項) がない場合、輸出者が顧客の説明を調査したり、検証したり、その他の形態で真相を探る“積極的な義務はない。しかし、あなたの会社に入ってくる情報に、“レッドフラグ”が揚げられた場合、あなたは疑わしい状況を徹底的にチェックし、最終用途、最終需要者又は最終仕向国について調査する義務を有する。“レッドフラグ”を徹底的にチェックする義務は、EAR 中の“know (知っている)”又は“reason to know (知り得る根拠)”という用語により影響を受ける許可例外の使用に限定されない。輸出許可の申請者は、EAR § 748 によって、取引に関して書類によるエビデンスを取得することを義務付けられており、また、輸出許可プロセス及びすべての輸出管理書類の両方において、虚偽の記述・陳述又は重要な事実の隠蔽は禁止されている。あなたは、あなたの顧客からの説明を信頼し、あなたが提出する書類に、その説明をそのまま載せることができる (ただし、レッドフラグによりあなたが余儀なく検証の手順をとらなければならない場合を除く)。

(3) 自ら目隠しをしない。

通常の業務の過程で、あなたの会社に入ってくる情報の流れを遮断してはならない。例えば、あなたの会社が販売しようと努めている製品の実際最終用途、最終需要者及び最終仕向国について話し合うことを控えるように見込み客に告げることを、販売部隊に指示してはならない。関連情報を知ることが妨げるような目隠しをつけてはならない。“悪い”情報を避ける措置の積極的方針は、会社を責務から防護することはなく、それは通常、執行手続きにおいて、悪化要因とみなされる。

(4) 従業員は、“レッドフラグ”を取扱い方を知っている必要がある。

違反があった場合、違反に対する法的責任を企業に負わせるようにするために、会社の従業員が持っている認識は、企業に責任を負わせることができる。このことは、取引についてのこのような認識が責任ある上級役員によって評価できることを確実にするための明確な方針と有効な順守手順を確立することが、企業において重要なものとさせる。これを怠れば、自ら目隠しをした行動形態とみなされる場合がある。

(5) 調査の後、すべての情報を再評価しなさい。

この調査及び再評価の目的は、“レッドフラグ”を説明できたり、正当化できるか否かを決定すること

である。これらができる場合、取引を続行することができる。“レッドフラグ”を説明又は正当化できずに続行する場合、あなたは、あなたの行為が EAR に違反する“認識”を持っていたとするリスクを冒すことになる。

(6) 取引を差し控えるか、BIS に知らせて待ちなさい。

あなたの調査の後も引き続いて懸念される理由がある場合、取引を差し控えるか、輸出許可申請書の様式で若しくは BIS が指定する場合があるその他の様式で、すべての関連情報を BIS に提出するかのいずれかをしなければならない。

- (b) 産業界は、米国の国家安全保障及び外交政策上の国益に反する輸出及び再輸出を防ぐことに重要な役割を担っている。BIS は、輸出者に対する規制上の負担を最少にすると同時に、この防衛の最前線を有効なものとするために産業界と引き続き協力して取組んでいく。あなたが“レッドフラグ”に直面しているか否かについて何らかの疑問がある場合、輸出執行部、(800)-424-2980、又は輸出者支援部、(800)-482-4532 に連絡することができる。

### レッドフラグ（危険信号）

あなたの顧客により不法な転用がもくろまれている可能性があると考えられる指標には、次に掲げるものが含まれる：

1. 顧客又は購入代理人が、製品の最終用途についての情報提供を嫌がる。
2. 製品の能力が、購入者の事業分野に適合しない；  
例えば、小さいパン屋が、数台の高性能のレーザーの注文を出す。
3. 注文された製品が、出荷先の国の技術水準に適合しない。  
例えば、半導体製造設備は、エレクトロニクス産業がない国では、ほとんど役に立たないであろう。
4. 顧客に、ほとんど事業の経歴がない。
5. 販売条件が融資を必要とするような非常に高価な品目に対し、顧客が進んで現金払いする。
6. 顧客が、製品の性能特性をよく知らないのに、それでも当該製品を望んでいる。
7. 通常の設定、トレーニング又はメンテナンスサービスが、顧客に断られる。
8. 配達日が曖昧であるか、配送が人里離れた仕向先に予定されている。
9. 製品の最終仕向先として貨物運送会社が記載されている。
10. 輸送ルートが、製品と仕向先にとって異常である。
11. 梱包が、指定された船積み方法又は仕向地と調和していない。
12. 質問されたとき、購入製品が国内使用されるのか、輸出されるのか、再輸出されるのかについて、購入者が言い逃れをしたり、あいまいにする。
13. あなたは、9x515 又は“600 シリーズ”の最終品目のための“部品”又は“部分品”を受注している。要求された“部品”又は“部分品”は、許可例外 STA 若しくはその他の認可が適用できる可能性があるか、或いは当該国に対して仕向地に基づく輸出許可要求事項を必要としない可能性がある。しかし、要求された“部品”又は“部分品”は、9x515 又は“600 シリーズ”の 100 台の最終品目を修理するのに十分な量である、しかし、その国がこれらの種類の最終品目を持っていないか、これらの種類の最終品目を 2 台しか持っていないことをあなたは“知っている”。
14. 9x515 又は“600 シリーズ”の品目がカントリーグループ D:5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向国に再輸出される可能性があることを、顧客が示唆している、或いは行われようとしている輸出に関係する事実が暗示している。